

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	上富総務第 1454 号
		決裁期日	平成 28 年 2 月 18 日
名 称	情報公開審査会・個人情報保護審査会		
日 時	平成 28 年 2 月 17 日 午前 10 時 30 分～11 時 45 分		
場 所	役場 2 階審議室		
出席者	委 員 佐藤憲治、池田めぐみ、山本 勉、伊藤里美、田中 博 事務局 石田昭彦、床鍋のぞみ、上嶋義勝		
内 容	<input type="checkbox"/> 委嘱状交付<田中副町長> <input type="checkbox"/> 副町長あいさつ<省略>  <input type="checkbox"/> 協議事項 1 会長及び副会長の選任について 条例第 20 条第 1 項の規定により互選し、委員の意見により再任前と同様で決定 会長 佐藤委員 副会長 池田委員  2 平成 27 年度情報 2 条例に伴う運用実績について <事 務 局> 資料の公開等一覧表にて説明 <伊藤委員> 法令等に基づく個人情報の提供は、手数料を徴収しないのか？ <事 務 局> 個人情報保護条例第 8 条第 2 項に基づく法令の規定による個人情報の提供 (他の官公庁) であり、開示請求とは異なり、費用負担が生じない。  3 改正行政不服審査法の施行に伴う第三者機関の設置等について <事 務 局> 第三者機関の設置、当審査会委員との兼任、審査請求のながれ、第三者機 関の役割(調査、審議)について資料にて説明 <田中委員> 委員の兼任については、異議はなし (他の委員の異議もなし) <山本委員> 審査請求の流れ、第三者機関の役割については、書面だけでは難しところ があるが、説明によりある程度理解ができた。		
			<input type="checkbox"/> 次のページ

<事務局> 情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正について資料により説明  
<池田委員> 改正案に不備はないと思われるが、議会可決後に改正条例は、送付してもらえるのか？  
<事務局> 速やかに送付する。  
<会長> 最後に全体として意見はございませんか？  
<会長> 第三者機関の設置、役割については、理解していただいたと思いますが、この審査会の委員が新たな行政不服審査会を兼任することとなりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上 11 時 45 分審査会閉会

内 容